

議案第九十五号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立神応いきいきプラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人奉優会

東京都世田谷区駒沢一丁目四番十五号真井ビル

三 指定の期間

令和五年四月一日から令和九年三月三十一日まで

（説明）

神応いきいきプラザの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。